

興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

■ 新規営業許可申請 《条例施行規則 第2条》

- 新しく興行場を経営する。
- 営業者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。
- 施設を建て替える。

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類（P 許-2）」をご覧ください。

※ 必ず事前に保健所に相談してください。

■ 変更届 《条例施行規則 第5条》

- 施設の名称を変更した。
- 営業者の住所が変更となった。
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設の増改築（規模により新規営業許可になるため保健所への事前相談が必要）、構造やレイアウトの変更を行った。
- 興行場の種類を変更した（例：演劇場⇒映画館）。
- 管理者を変更した。 など

必要書類

* 興行場営業許可事項変更届
* 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書^注（法人の場合）や施設設備図面等]

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

■ 承継届 《条例施行規則 第2条の2、第3、4条》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 興行場営業承継届

○個人相続

- 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）
[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- 承継後に興行場を営業する法人の登記事項証明書^注（合併又は分割登記後）

○事業譲渡

- 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- 譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（法人の場合）

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

■ 廃止(停止)届 《条例施行規則 第5条第2項》

- 営業を廃止（停止）した。

必要書類

* 廃止（停止）届

※ 廃止（停止）後、速やかに届出をしてください。

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）